

3. 取水制限

雨が少なくなり河川の自流水が減少して、必要としている水量が確保できなくなると、ダムからの補給が始まります。

取水制限を実施すると、必要としている水の量が今までよりも低い値となります。

このため、ダムから補給しなくてはならない量は少なくなり、ダムの水を節約したことになります。

このように、ダムの水を節約して深刻な事態が起こることを事前に防ぐことが取水制限の目的です。

取水制限の開始及び制限率の設定と上流ダム群貯水量の関係は、近年の実績からすると、以下のとおり推測できます。ただし、これらは渇水時期や気象条件等によって左右されるため、全ての渇水に適用できるものではありません。

貯水量と取水制限率

利根川8ダム（非洪水期有効貯水量：46,163万m³）

（洪水期有効貯水量：34,349万m³）

[矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、園原、下久保、草木、渡良瀬貯水池]

取水制限率 10% 約1.6億m³～1.9億m³

20% 約1.3億m³～1.6億m³

30% 約1.0億m³

草木ダム（非洪水期有効貯水量：5,050万m³）

（洪水期有効貯水量：3,050万m³）

取水制限率 10% 約150万m³

20% 約140万m³

30% 約100万m³

40% 約50万m³

60% 約40万m³

下久保ダム（非洪水期有効貯水量：12,000万m³）

（洪水期有効貯水量：8,500万m³）

取水削減率 10% 約510万m³

20% 約450万m³

なお、下久保ダム下流の神流川においては、平成6年の渇水を契機として平成7年度より利水者が自主的に取水の削減に努めています。